

## 第2回 新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議 会議録

- ・期 日：令和6年10月7日（月） 午後1時35分～2時55分
- ・場 所：江南区役所3階 301会議室
- ・委 員：5名出席
- ・事務局：4名出席
- ・申請者：1名出席
- ・傍聴者：なし

開 会	
司 会	<p>■ 皆さま、お疲れ様です。定刻となりましたので、只今から、第2回新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議を開催いたします。委員の皆さまにおかれましては大変お忙しい中お集まりいただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日の会議開催にあたりまして、江南区健康福祉課長より一言ご挨拶申し上げます。</p>
司 会	■ 課長挨拶
司 会	<p>■ 議事に先立ちまして、会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料ですが、次第、評価表、申請者一覧、申請者提出書類一式となります。評価表につきましては、事前にお送りしたものと別に、右上に「当日採点用」という記載があるものを用意させていただきましたので、そちらを本日の採点用としてご提出ください。また、第1回評価会議で配布しました資料も併せて使用させていただきます。</p> <p>それでは、次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本日の会議の流れについて説明させていただきます。本日の議題としましては、まず、次第3の選定対象施設の管理運営状況を改めて説明させていただきます。次に、次第4の評価項目について説明を行い、その後、次第5、指定管理者申請者から提出を受けました書類の内容について説明を行います。最後に、次第6、評価及び意見交換を行っていただき、終了となります。概ね3時頃の終了を予定しておりますので、宜しく願いいたします。なお、指定管理者申請者提出書類の説明についてですが、各施設、同種の施設であり、説明が重複する部分もあるため、効率性の観点からまとめて行うこととさせていただきます。会議の流れについては以上です。それでは、会議を進めさせていただきたいと思いますが、以後の進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。会長、お願いいたします。</p>
会 長	■ それでは、次第に従いまして会議を進めさせていただきます。まず、選定対象施設の管理運営状況について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

■ 選定対象施設の管理運営状況については第1回会議でも説明させていただきましたが、評価に関わることでもあるため簡単にですが改めて説明いたします。第1回評価会議で使用したファイルをご用意ください。

まず、概要を簡単にご説明いたします。見出し上から3つ目の「事業概要」をご覧ください。老人憩の家の設置目的は「高齢者の健康を保持し、その福祉の増進を図る」ことであり、地域における自治振興や施設運営の効率性の観点から、地元団体が管理運営することが望ましいため、今回も非公募による選定とさせていただきます。

利用時間・管理業務等は記載のとおりです。

次のページ、「施設概要」ですが、江南区には老人憩の家が4施設ありますが、今回の選定対象施設は大江山荘、大淵荘の2施設です。開設から大江山荘は46年、大淵荘は30年経過しております。

次ページからは、両施設の位置図と、施設の平面図になります。

続きまして、施設の利用状況について説明いたします。「利用状況」をご覧ください。

コロナ禍前までは全市的にも利用者は年々減少傾向にありました。コロナ禍が始まった令和2年度には、「コロナに罹患すると高齢者は重篤化するリスクが高い」と言われていたこともあり、利用者数が大きく減少しました。その後、利用者数は毎年少しずつ増加していますが、コロナ前の水準にまでは客足が戻っていない現状です。

開館日数は各施設でおおむね同様です。令和元年度から3年度にかけてはコロナ感染拡大防止の一環として年間で30日～50日程度休館をしていましたが、令和4年度以降は休館せず運営しています。

次ページ、運営経費については記載のとおりです。人件費や燃油費等の高騰で毎年経費が増加しています。

最後に、現指定期間の評価について説明いたします。「現指定期間の評価」をご覧ください。記載のとおり、両施設とも概ね適正な管理運営がされております。また、クラブ活動などの自主事業や地域の活動に対しても、利用促進に努めております。次ページからは、施設ごとの評価結果の一覧になります。令和4年度と5年度の2年分ございますので、ご確認ください。

簡単ではありますが、以上で選定対象施設の管理運営状況について説明を終わります。

会長

■ ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

委員

■ 質問なし

会長

■ 次に、評価項目について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

■ それでは、評価項目についてご説明させていただきます。配布しています「評

価表」をご覧ください。左から、「選定基準・評価項目」、「評価の視点」、「評価対象等」、それぞれの施設の評価記入欄となっております。評価は適・否のいずれかに○を付けてください。これから評価項目について説明した後で、指定管理者申請者から提出された申請書類について説明いたしますので、申請書類をご確認いただく際の参考にしていただければと思います。なお、左から3列目、「評価対象等」の欄には、評価項目に対応している申請書類が記入されていますので、ご確認ください。

それでは、評価項目について、説明いたします。

まず、施設の平等利用の確保についての評価項目です。一点目が、「指定管理者制度導入指針の観点」です。老人憩の家は地域密着型の施設であるため、自治振興・施設運営の効率性の観点から、施設の管理運営を担うのに適当な団体であるか、評価していただきます。

二点目が、「管理運営の基本方針」です。施設の設置目的を十分に理解した基本方針になっているか、評価していただきます。

三点目、「地域への奉仕性」の評価です。地域への奉仕性の観点から施設の管理運営を担うのに適当な団体であるか、評価していただきます。

四点目、「施設の管理方法」です。施設の管理計画の的確さと施設運営が適正に管理運営できる組織・人員体制であるか、評価していただきます。

■ 続きまして、施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られているかについての評価項目です。

一点目が、「事業の実施」です。施設の設置目的達成や利用促進、多世代交流を図るための事業が計画されているか、評価していただきます。

二点目は、「利用者への配慮」です。地元施設として利用者が快適に施設利用できるための十分な配慮がされているか、評価していただきます。

三点目、「要望や苦情に対する対応」です。要望や苦情を受ける体制が整備され、適切に対応できるか、評価していただきます。

四点目、「予算の執行体制」は、適正な予算執行ができ、経費削減に努めているか、評価していただきます。

五点目は、「利用料金に対する考え方」です。利用料金を徴収、管理、活用等が適正に行われているか、評価していただきます。

■ 最後に、事業計画に沿った管理を安定して行う能力についての評価項目です。

一点目が、「管理実績の評価」です。施設の管理運営が仕様書や事業計画書及び協定書に基づき適正に行われていたか、評価していただきます。なお、こちらは第1回評価会議で使用しましたファイルの、「現指定期間の評価」ページも参照してください。

二点目が、「事故防止や緊急時の対応」です。安全対策に努める計画が示されているか、緊急時の対応が整備されているか、評価していただきます。

三点目が「個人情報の管理体制」です。個人情報の保護に対して高い意識を持ち、適切な取扱いを行えるかどうか、評価していただきます。

	<p>■ そして、以上の評価項目を基に、総合評価をしていただきます。以上で、評価項目についての説明を終わります。</p>
会 長	<p>■ ただいまの説明についてご質問等はありませんか。</p>
委 員	<p>■ 今日は申請者からのプレゼンがありますか？</p>
事 務 局	<p>■ 申請内容については事務局から説明させていただきますが、今日は申請団体から来ていただいていますので、ご質問はしていただくことができます。事務局でも申請内容について話を聞いていますのである程度の説明は出来るのですが、例えば来年度はどう集客するか等の話しになると答えることができないため、そう言ったことについては答えていただくことができるようにしてあります。</p>
委 員	<p>■ 各評価項目、総合評価の適・否について、否をつける基準は、評価シートの◎○△×を参考につければ良いと思うのですが、否というのはサービス水準を達成できなかった場合につければよいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>■ サービス水準を達成していない項目があれば否をつけていただくこととなります。一つでも否があるといけないということではなく、総合評価が適であれば選定は可能だと考えています。</p>
会 長	<p>■ 他にありますか。それでは次に、次第の5、指定管理者申請者提出書類の説明です。なお、申請書類の内容説明は事務局が行うと聞いておりますが、本日、申請者である老人クラブ大江山協議会から来ていただいているそうですので、申請書類の説明の間、同席してもらってもよろしいでしょうか？</p>
各 委 員	<p>■ 了承</p>
会 長	<p>■ では、入ってもらってください。</p>
申 請 者	<p>■ 老人クラブ大江山地区協議会でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>■ では、事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>■ それでは、指定管理者申請者から提出を受けました書類の内容について、説明させていただきます。初めに、第2回評価会議ファイルの2枚目「申請者一覧」をご覧ください。</p> <p>大江山荘・大淵荘、両施設とも新潟市江南区老人クラブ連合会大江山地区協議会から申請をいただいております。いずれも現指定管理者団体であり、継続しての指定管理になります。</p>

続きまして、提出された指定管理者申請者提出書類をご覧いただきたいと思ひます。様式ごとに大江山荘、大淵荘の順に綴じています。

まず、「申請書」、「団体概要」をご覧ください。いずれも申請団体の事業目的は老人クラブの充実及び発展を図るとともに、広く老人福祉の向上に寄与することとしてしています。

続きまして、「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」です。新潟市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

次に、「事業計画」をご覧ください。「事業計画書」です。両施設とも同じ申請者ということで、ほとんどの部分で記載内容は共通しています。

まず、「1. 基本方針」は、「地域の高齢者の健康保持、福祉の増進」「利用者の平等利用」「事業計画に沿った適正な管理、地域との交流」です。

「2. 職員（管理人）の配置」について、配置された人物は別ですが、配置人員、勤務時間・形態は両施設共通です。

「3. 日常業務」では、施設の維持管理・運営に関する業務が記載されています。

「4. 各種事業実施に関する業務」についてですが、両施設で地域の茶の間を実施するほか、大江山荘では健康体操、フォークダンス教室、大正琴などのクラブ活動、大淵荘では民踊教室・カラオケ教室などのクラブ活動が行われ、同じ大江山地区内ですが、その中でそれぞれの地域性が表れています。

「5. 月間業務」、「6. 年間業務」は、両施設共通で記載の通りです。

「7. 管理運営委員会」は、両施設共通して年1回以上としていますが、問題が生じた際などは適宜開催しています。

「8. 利用時間・休所日」は、条例に定めがあるため施設の独自性は出せません。

「9. 入浴時間及び洗髪について」、入浴時間は正午から午後4時まで、浴槽配管洗浄を行う際の実施日や、入浴時間の制限も両施設共通しています。

「10. 利用者への配慮」は、申請者が同じであるため対応に違いはありませんが、地元施設であることに鑑み、利用者への積極的な声かけを通じて顔の見える関係づくりを行い、アンケートによりニーズ把握に努めます。

続きまして、「11. 個人情報の保護」についてです。両施設とも個人情報の漏洩防止、守秘義務の遵守を徹底し、退職後も同様とします。

「12. 事故防止・緊急時対策」については、利用者に細心の注意を払い、事故防止に努めます。また、緊急時は速やかに119番通報、AEDの使用などを行い、適切に対処します。

「13. 要望・苦情対応」については、利用者アンケートで利用者の声を集めるとともに、要望・苦情には適切かつ迅速に対処します。

「14. 経費削減」では、こまめな消灯、日々の点検により入浴設備の故障がないよう、努めます。

「15. 利用料金の取り扱いについて」は、以下の通りです。利用料金活用分として、管理人・会計担当の交通費などの管理運営費、消耗品購入のための事務費などに使うほか、利用者懇談会の経費として使用します。

続きまして、「収支計画」をご覧ください。各施設の収支計画です。人件費につ

いては両施設とも最低賃金以上を計上しています。なお、他の項目については過去の実績を基に計上しています。

その次が、利用料金活用分の収支計画となっております。

「利用状況」をご覧ください。各施設の利用状況と運営経費になります。

次の「運営状況」からは、各施設のクラブ活動や施設の管理作業などの運営状況になります。令和4年度、5年度分がありますので、ご確認ください。

大江山荘の特徴として、多様なクラブ活動があります。健康体操、フォークダンスやおしゃべりの会、大正琴のクラブが週1回活動しています。

大淵荘でも、多様なクラブが活動しており、レクダンス教室、民謡教室、日本舞踊の会が活動しているほか、自主事業としてカラオケも行われています。

続きまして、各施設の運営委員会規約、運営委員会名簿です。同じ申請者のため、運営委員会規約に違いはなく、運営委員も同一ですが、運営委員会名簿の4番目に記載された会計係だけは、施設ごとに担当が異なります。

最後に、「服務規程」をご覧ください。管理人服務規程についてですが、報酬につきましては、定められた月額賃金が最低賃金を下回る場合には、最低賃金額から逆算した額を月額としています。

以上で、指定管理者申請者提出書類についての説明を終わります。

会 長

■ ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

委 員

■ 管理人服務規程の報酬7条の金額は最低賃金がまだ低い時期のものだと思っておりますが、この10月1日から最低賃金も変わっていて新潟県だと時給985円だと思っておりますので、服務規程の金額も見直された方が良いと思います。

それから、収支計画に記載のある金額は両施設共に改定後の985円以上で計算してあるということで良いでしょうか。

事 務 局

■ こちらは最低賃金の金額が発表される前に提出締切りが来ているために、最新の最低賃金はクリアしていないと思います。9月までの最低賃金で計算されています。

委 員

■ 収支計画と今後はズレが出るということですね。

会 長

■ そうなると、金額の訂正が入りますか？

事 務 局

■ 収支計画書を新たに作成し、最低賃金を割り込むことがないように進めたいと思います。

会 長

■ 他にありますか？

委 員

■ 事業計画について、評価の視点のところにも多世代交流を図るという文言があるが、事業計画の中では具体的にどの部分になるのか、申請者にお聞きします。

申請者	<p>■ 世代を超えた交流を目指していきまして、大淵荘で行うカラオケはこれにあたりと考えています。カラオケ以外の活動をする団体は、コロナがあったために皆さんが集まる機会が減り、また、高齢化もして新人が入ってこないということで、活動も少し停滞気味で世代間交流が上手くいっていない状況です。</p>
委員	<p>■ 会長の補足になるかもしれませんが、コロナ前はコミ協主催で大江山荘、大淵荘でも餅つき大会等で世代交流を何十年も行っていましたが、それがコロナで出来なくなって、現在は農村環境改善センターに集約して年1回実施することになっています。これまでずっと世代交流を行っていきまして、今はまだコロナ直後で思うような活動ができていないと思いますが、今後は、以前のような世代間交流を復活させることも出来ると考えています。</p>
事務局	<p>■ 条例上、施設の利用者は60歳以上となっており、60歳未満は利用が出来ない取り決めになっています。もし、60歳未満の人も施設で一緒になると、指定管理者が自主事業として行う事業の中で講師や発表者の立場で参加してもらうことは十分可能だと考え提案はさせていただきます。例えば、敬老会に合わせ自主事業として保育園の子どもさんから来てもらって交流の機会を持つ事等は十分できるものと思います。実際はコロナで施設利用や、人が集まるイベントの企画ができないというのがこの5年間だったものですから、今後のイベント開催等についても行政からも色々提案させていただければと考えています。</p>
委員	<p>■ 今の話が続くのですが、地域の茶の間の実施という文言もあるが、どちらの施設も実際には地域の茶の間の開催はなかったですね？</p> <p>目標として掲げるのは良いが、実際に実現可能な目標なのかということと、多世代交流の部分で、緩やかな入口として、例えば江南区地域の茶の間モデルハウスお〜うんというのがあるが、今年から近隣保育園との交流が始まっています。きっかけはそんなに大きな出来事ではなかったが、始めたいと考えていた頃にちょうど七夕があり、園児の書いた短冊、お〜うん利用者が書いた短冊を交換することから始まって、保育園のお散歩のときにはコースにお〜うんを入れて、途中で立ち寄って交流する、歌を1曲歌う等して解散。みたいな緩やかなものが続いている。大江山荘、大淵荘にも近隣に公立、私立問わず保育園もあることから、お散歩コースの途中で立ち寄ってもらうのも十分な多世代交流になるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>■ お〜うんと近隣保育園の交流の件は、子ども達も高齢者と触れ合えて楽しかったという声をいただいています。コロナ期間中は交流等の呼びかけが難かったが、他の保育園にも声を掛けたり、行政としても支援しながら進めていけたら良いと思いました。</p>
委員	<p>■ 入浴施設の利用料100円は何かで決まっているのでしょうか？</p>

事務局	<p>■ 条例で定めがあるものです。</p>
会長	<p>■ 他にご意見はありますか？それでは、次第の5、「指定管理者申請者提出書類の説明」は以上になります。</p> <p>申請者におきましては、ご列席いただきありがとうございました。ご参加いただきたいのがここまでとなりますのでご退席いただいて結構です。本日はありがとうございました。 ～申請者退席～</p> <p>それでは、次に次第「6. 評価及び意見交換」に移りたいと思います。まず、評価及び意見交換の手順について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>■ それでは、評価及び意見交換の手順について説明します。資料「評価表」をご覧ください。先ほども説明させていただきましたが、選定基準・評価項目に基づき、指定管理者の申請内容を評価していただき、その評価を評価表に記入していただきます。評価表は適・否のいずれかに○を付けてください。</p> <p>また、適・否の判断とは別に、ご意見等がある場合は、意見欄に記入をお願いいたします。なお、評価にあたっては、評価対象等の欄に評価項目に対応している申請書類が記載されていますのでご確認ください。</p> <p>評価の記入は、事前にお送りし事前評価をしてきていただいたものとは別に、右上に当日採点用と入ったものを用意させていただきましたので、こちらを本日の記入用としてお使いください。</p> <p>評価表の記入が終わりましたら、評価表を回収して集計し、結果を発表いたします。集計結果発表後、意見交換をしていただき、評価を最終決定していただく流れとなります。</p>
会長	<p>■ ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、委員の皆さまは、お手元の評価表の記入をお願いいたします。</p>
各委員	<p>～ 評価作業 ～</p>
会長	<p>■ 各委員記入が終わったようですので事務局は回収し、集計作業をお願いします。各委員におかれましてはしばらくお待ちください。</p>
会長	<p>■ 集計作業が終了したようですので、集計結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■ それでは、集計結果について説明します。</p> <p>まず、「施設の平等利用の確保」についての評価項目です。すべての項目で両施設とも「適」が5、「否」が0という結果でした。</p> <p>続きまして、「施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られているか」の評価項目です。一番上の「事業実施」の項目で、大江山荘は「適」が4、「否」1、大淵荘においても「適」が4、「否」1という評価でした。多世代交流の部分</p>

	<p>で評価を少し下げた結果かと思われます。その他の4項目につきましては両施設とも「適」が5、「否」が0という結果でした。</p> <p>最後に、「事業計画に沿った管理を安定して行う能力」についての評価項目でも、両施設とも「適」が5、「否」が0という結果でした。</p> <p>総合評価としましては、両施設とも「適」が5、「否」が0という結果であり、おおむね安心して施設運営をお任せできるというご評価をいただいたものと考えております。これ以降は意見交換でさらに調整等をお願いいたします。</p>
会 長	<p>■ ありがとうございます。</p> <p>意見交換に移りたいと思います。集計結果や施設の管理運営について、どのようなことでも結構ですので、各委員の専門的な見地からご意見等がございましたら、お願いいたします。</p>
委 員	<p>■ 1点質問ですが、入浴時間が4時までですが、日常生活で考えるともう少し入浴できる時間は長くて良いのではないかという思いがありました。評価では適・否の2択だったので「適」をつけましたけどね。夏場の陽が長い時は元気な人は畑仕事等をして夕方にお風呂利用をしたいというニーズもあるのではないと思い、入浴可能時間を延ばすことが利用者増につながるのではないかと思います。</p>
事 務 局	<p>■ サマータイム制の様なイメージですかね？</p>
委 員	<p>■ そうですね、横雲荘はもう少し入浴可能時間が長いですが、仕事を終えて入浴しに来る人も結構いると思う。利用者のことを考えるともう少し入浴可能時間が長い方が良く思う。</p>
事 務 局	<p>■ 条例上の取り決めで、施設の利用可能時間が決まっているためにお風呂の利用時間は後片付け等を考えるとこのくらいになってしまいます。条例改正をすれば入浴可能時間の延長は出来ますが、指定管理料は、人件費等を向こう5年分の上り幅等を見込んで算定しているため途中からの開館時間延長は出来ず、開館時刻を遅くして開館している時間を変えない等の方法はあるかもしれないが、いずれにしても条例改正が必要になってきます。</p>
委 員	<p>■ 入浴は4時まででお湯を落とすのが4時30分ですか？</p>
事 務 局	<p>■ 4時にお湯を落とし始め、浴槽清掃をして4時半には閉館しています。</p>
委 員	<p>■ 高齢者が昼間に過ごす場所として設置しているという考え方なんだよね。</p>
事 務 局	<p>■ 時間変更等が条例の範囲内でも柔軟に対応できると良いとは思いますが…。貴重なご意見ありがとうございました。</p>

委 員	■ 区外の人利用は出来ますか？
事 務 局	■ はい、新潟市民であれば他区からの利用は大丈夫です。
委 員	■ 車で来る人は結構いますか？
事 務 局	■ 多くはないですがいらっしゃいます。元々は施設近隣の人が利用することを想定している施設ですが、駐車場があるため車で来る方もいらっしゃいます。
委 員	■ 1日平均で15人程度の利用は少ないのではないかと。保育園や子ども達と連携したりするだけで集客が変わってくると思う。若い世代でも経済的に苦しい方に案内できれば利用者が増えると思う。条例の縛りがあるのは分かるが、時代にあっていないと思う。
委 員	■ 田舟の里は、年齢制限はなかったでしょうか。自治協で提案し「パパ・ママ銭湯」という企画が出来たけど。条例の縛りがあると同様のことは出来ないですね。
委 員	■ お風呂の利用料金は今後どうなるか。
事 務 局	■ 現状、お風呂利用は100円ですが、来年4月からは120円に上ります。定期券もそれに伴って値上がりしますが、1.2倍程度と値上げ幅は大きくはありません。
会 長	■ 他にない様であれば…
事 務 局	■ 評価を変更する部分はありませんでしょうか？
各 委 員	■ なし。
会 長	■ ありがとうございます。それでは、最後に、当評価会議としての評価を最終決定させていただきたいと思います。集計結果（・改善点）を踏まえ、当評価会議としては、各施設、申請者を指定管理者候補者とする事について、「適」との評価を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	■ 異議なし。
会 長	■ それでは、当評価会議としては、各施設、申請者を指定管理者候補者とする事について、「適」との評価を出したいと思います。 なお、委員の皆さまから意見のあった改善事項等については、事務局は、指定

管理者申請者と協議していただければと思います。

■ では、全ての議事が終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

司 会

■ 皆さま、大変ありがとうございました。

本日、皆さまからいただきました評価とご意見等をもとに、指定管理者候補者を市として選定させていただきます。なお、選定結果については、後日、市のホームページに掲載させていただきますが、来る12月議会の議決を経て、正式に指定管理者として、指定される運びとなっております。

老人憩の家の管理運営につきましては、市といたしましても、適切な指導などに努めてまいりたいと考えておりますので、今後も委員の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

■ 以上を持ちまして、第2回新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議を終了いたします。委員の皆さま、長時間に渡りご協力ありがとうございました。

閉 会